

(要領様式第2号)

事業計画概要書に対する知事意見書

7 佐地環第 29-2 号

令和 8 年 4 月 6 日

株式会社グリーン
代表取締役 関口 政彦 様

長野県佐久地域振興局長

令和 8 年 2 月 12 日付けで提出のあった事業計画概要書について、廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第 35 条の規定による意見は次のとおりです。

1 提出のあった事業計画概要書

(1) 氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社グリーン 代表取締役 関口 政彦 長野県上田市真田町本原 1341 番地 3
(2) 事業計画の概要	
➤申請の区分 (I)	産業廃棄物処分業の新規許可
① 廃棄物の処理施設の設置の場所	長野県上田市芳田字三行平 3562 番 1、3611 番 4
② 廃棄物の処理施設の種類	動植物性残さの堆肥化施設
③ 処理を行う廃棄物の種類 (当該廃棄物に石綿含有廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	堆肥化する産業廃棄物 動植物性残さ (特別管理産業廃棄物を除く。)
④ 廃棄物の処理施設の処理能力 (廃棄物の最終処分場又は積替保管施設である場合にあっては、廃棄物の埋立処分 (保管) の用に供される場所の面積及び埋立 (保管) 容量)	動植物性残さ 0.82 t/日
(3) 周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 上市長入自治会、上田市小井田自治会、上田市大日木自治会、上田市岩清水自治会、東御市田沢区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第 2 の 1 (3)ア

<p>(4) 関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠</p>	<p>(範囲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上田市長 ・ 東御市長 ・ 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 ・ 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 <p>(根拠)</p> <p>条例第 28 条第 2 項及び条例施行規則第 22 条第 1 号</p>
<p>(5) 関係住民に対する事業計画概要説明会の開催日時及び場所</p>	<p>(日時)</p> <p>令和 8 年 4 月 26 日 (日) 午後 6 時から</p> <p>(場所)</p> <p>長入生活改善センター 長野県上田市芳田 3672 番地 4</p>

2 知事意見

<p>周辺地域の範囲についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>
<p>関係市町村長及び関係住民の範囲についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>
<p>事業計画概要説明会の開催に関する事項についての意見</p>	<p>事業計画概要書の記載のとおりで差し支えないものと考えます。</p>